

困難な問題を抱える女性の支援のための施策に関する基本計画 検討状況について

【計画期間】令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）5年間

資料5

R5.10.18子ども・家庭課

基本計画の性格

困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることは地方公共団体の責務であることから、困難女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象に対して効果的に機能することを目指すために都道府県が策定する計画
(根拠法令：困難な問題を抱える女性の支援に関する法律第8条第1項)
なお、第5次男女共同参画計画及び第5次DV防止計画（ともにR3～R7年度）の次期計画策定時に、三者の統合を検討。

基本理念（困難女性支援法第3条）

- 1 女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康回復のための援助、自律のための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

長野県の女性相談及び保護の現状

1 支援主体の数・体制

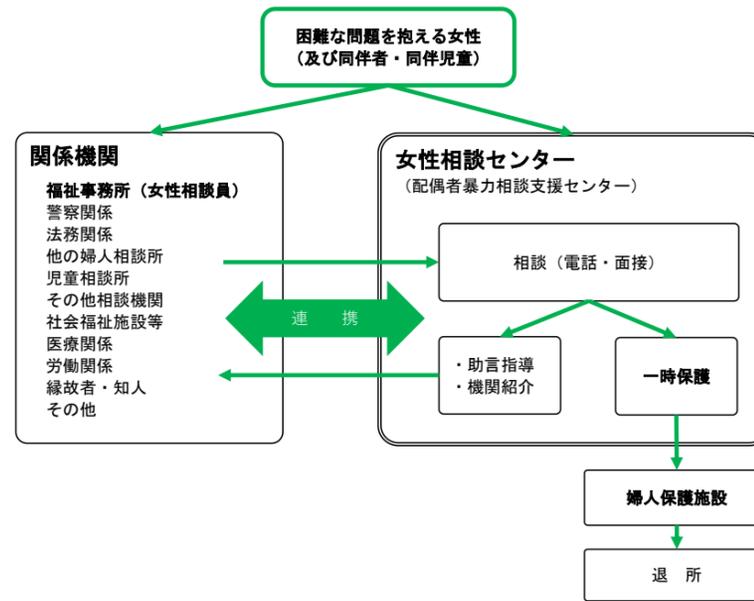
- (1) 女性相談員
(女性相談センター2名、県福祉事務所10名、19市25名)
- (2) 女性相談センター（一時保護、女性保護施設併設）
- (3) 配偶者暴力相談支援センター（DV防止法3条）
女性相談センター、あいとぴあ及び安曇野市 計3所

2 女性相談・保護の実績推移

- (1) 女性相談（電話・面接）件数推移
①女性相談センター
H21：2,258件 →R4：1,972件（うちDV225件）
※R3：1,335件 過去最少
②県・市福祉事務所等（女性相談員）
H21：2,812件 →R4：6,552件 過去最多（うちDV1,434件）
- (2) 女性相談センターにおける一時保護件数
H17：79人（最多）
H21：58人 →R4：15人（うちDV12人）
- (3) 女性保護施設の利用件数
H17：33人（最多）
H21：18人 →R4：4人（うちDV3人）

* 福祉事務所への相談は増加し、内容が多様化・複合化。一方、一時保護・婦人保護件数は継続して減少
* 女性相談センターの相談、保護対象となる女性の多くが、配偶者等からの暴力（DV）によるもの

(参考) 女性保護事業フロー



施策のポイント

(基本テーマ例)

- I 相談業務の改善、寄り添いによる信頼関係づくり
- II 一時保護利用者の多様なニーズへの対応
- III 機関相互の連携強化、民間団体による支援

○支援内容の具体的な取組(例)

- (1) アウトリーチ等による早期の把握
・ 保育園・幼稚園・養護教諭等向け啓発・研修
- (2) 居場所の提供
・ 民間団体との連携
- (3) 相談支援
・ 相談体制の充実（本人の意思の尊重等）
・ 民間支援団体との連携
- (4) 一時保護
・ 一時保護委託の活用（母子生活支援施設等）
・ 児童相談所との連携
- (5) 被害回復支援
・ 精神保健福祉センターやりんどうハートながの、市町村等との連携による精神的ケアの実施
- (6) 生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）
・ 母子生活支援施設等との連携
- (7) 同伴児童等への支援
・ 保育業務員や学習指導員によるサポート
・ 児童相談所、母子生活支援施設、民間団体との連携
- (8) 自立支援
・ 生活再建に向けた支援（就業促進支援、公営住宅の優先入居制度等の活用）
・ 自立サポート事業
- (9) アフターケア
・ 三機関によるアフターケアに関する取組

困難な問題を抱える女性に関する課題

- 相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性の存在
- 複雑、多様な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の必要性
- 支援業務の特性による一時保護施設、女性保護施設の制約（同伴児童、スマホの使用制限等）
- 女性支援に特化した民間主体が少ない